

第 4 章

策定経過



第4章 策定経過



1 策定経過

① 庁内検討等

○第5次総合計画（改定版）の評価・検証

- ・平成25年5月以降約1年間をかけて、全職員参加の下、第5次総合計画（改定版）の計画期間内における施策・事業の取組成果と計画の進捗状況を検証するとともに、中長期的な視点に立って取り組まなければならない課題を抽出し、それらに対処するための施策の方向性の明確化に取り組んだ。
- ・検証結果は、「上越市の現状と今後の課題を踏まえたまちづくりの方向性」としてとりまとめ、総合計画審議会における第6次総合計画の策定作業に反映するとともに、まちづくり市民意見交換会（1巡目）において市民に説明を実施。

② 総合計画審議会

- 設置期間：平成26年4月15日～11月14日の間に9回開催
- 委員：学識経験者や公募に応じた市民など 計30人



③ 市民意見の反映等

○市民の声アンケート

- ・現状の市民生活の実態や実感、各分野における市民ニーズを把握し、第6次総合計画策定の基礎資料とするために実施。

○まちづくり市民意見交換会（1巡目）

- ・市の現状や課題を説明し、市政運営に対する意見交換を行い、第6次総合計画に市民の意見を反映するため、市内4会場で5回開催。期間：平成26年4月22日～26日 参加者数：計255人

○まちづくり市民意見交換会（2巡目）

- ・総合計画の策定状況を説明し、これからのまちづくりをテーマとした意見交換を行うため、市内16会場で開催。期間：平成26年7月22日～8月9日 参加者数：計404人



○市民説明会

- ・第6次総合計画（案）についての市民への説明会を開催。
開催日：平成26年10月2日 参加者数：計155人



○パブリックコメント

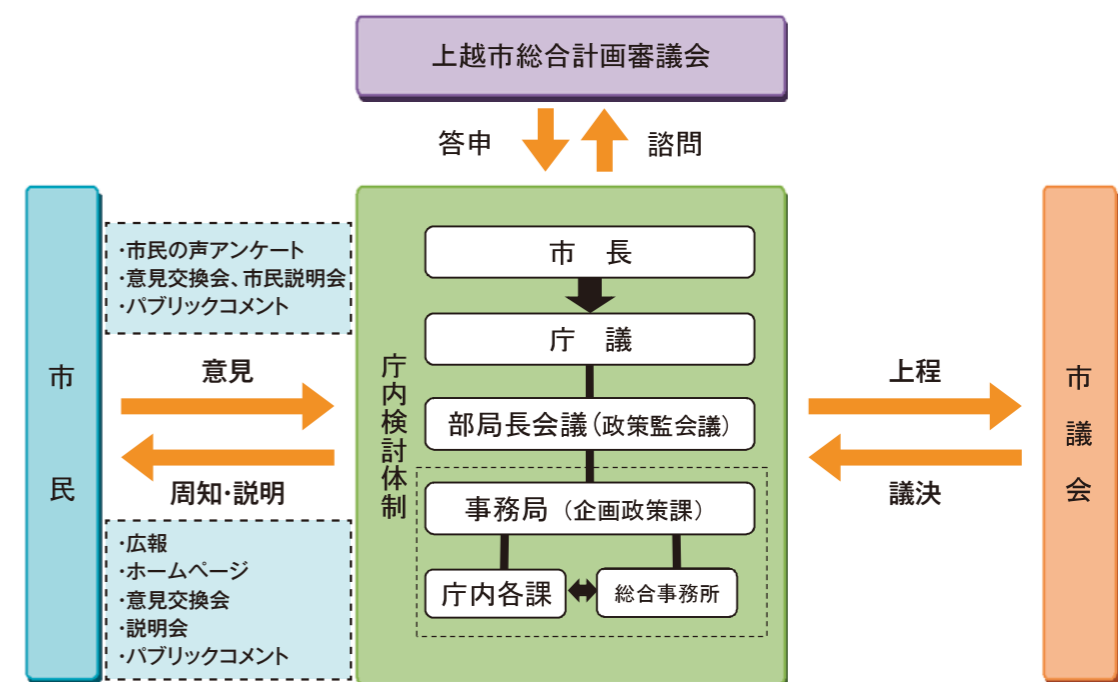
- ・実施期間：平成26年10月2日から31日
意見数：9件・3人（既に計画（案）に記述済の意見4件、反映しなかった意見3件、計画（案）以外の意見2件）

④ 市議会への説明

○総務常任委員会所管事務調査での説明

時期	内容
平成26年6月12日	・策定スケジュール、将来都市像設定の考え方、まちづくり市民意見交換会（1巡目）開催結果、上越市の現状と今後の課題を踏まえたまちづくりの方向性（案）について説明。
9月17日	・まちづくり市民意見交換会（2巡目）開催結果、策定スケジュール、第6次総合計画（素案）について説明。
10月8日	・上越市第6次総合計画（案）について説明。

【策定体制図】



第4章 策定経過



策定経過一覧

年月	総合計画審議会	市民意見等	その他
平成25年 5月～			○第5次総合計画 評価・検証
平成26年 1月		○市民の声アンケート実施 (1/10～20)	
2月～4月		○市民の声アンケートの分析	
4月	○第1回審議会(4/15) ・委嘱状交付、会長・副会長の互選、 諮問 ・審議会の運営、上越市の現状と今後の 課題を踏まえたまちづくりの方向 性(案)、市民の声アンケートの結果 について審議	○まちづくり市民意見交換会 (4/22～26)	
5月	○第2回審議会(5/20) ・まちづくり市民意見交換会(1巡目) の開催結果、上越市の現状と今後の 課題を踏まえたまちづくりの方向性 (案)、全体構成について審議		
6月	○第3回審議会(6/5) ・基本構想について審議 ○第4回審議会(6/26) ・基本構想について審議		○総務常任委員会 所管事務調査 (6/12)
7月	○第5回審議会(7/17) ・基本構想について審議	○まちづくり市民意見交換会 (7/22～8/9)	
9月	○第6回審議会(9/1) ・まちづくり市民意見交換会(2巡目) の開催結果、基本構想及び基本計画 について審議 ・重点戦略についての分科会 ○第7回審議会(9/8) ・基本構想及び基本計画について審議 ○第8回審議会(9/29) ・第6次総合計画(案)について審議 ○中間報告書を市長へ提出 (9/30)		○総務常任委員会 所管事務調査 (9/17)
10月		○市民説明会(10/2) ○第6次総合計画(案)についてパブ リックコメント実施 (10/2～31) ※3人から9件の意見提出	○総務常任委員会 所管事務調査 (10/8)
11月	○第9回審議会(11/11) ・パブリックコメントへの対応方針と、 第6次総合計画(案) 答申案について 審議 ○第6次総合計画(案) を市長へ答申 (11/14)	○第6次総合計画(案) について パブリックコメントの結果公表 (11/21～12/26)	
12月	○第6次総合計画の議決(12/16)		

2 上越市総合計画審議会

① 上越市総合計画審議会条例

昭和46年7月30日
条例第86号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、上越市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、上越市総合計画に関する事項について調査及び審議をする。

(組織)

第3条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市教育委員会の委員
- (2) 市農業委員会の委員
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 関係諸団体の役員及び職員
- (6) 公募に応じた市民
- (7) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、諮問に係る事項について調査及び審議を終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画政策部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(以下、改正附則は省略)

第4章 策定経過



② 上越市総合計画審議会委員名簿

(委員区分・五十音順、敬称略)

委員区分 (上越市総合計画審議会 条例第3条第2項各号)	所属機関・団体等	氏名	備考
第1号 上越市教育委員会の委員	上越市教育委員会 委員	濱 祐子	副会長
第2号 上越市農業委員会の委員	上越市農業委員会 会長	武田 勝利	第1回
		荒川 俊治	第2回～第9回
第3号 学識経験を有する者	新潟大学 准教授	岩佐 明彦	
	上越教育大学 学長	佐藤 芳徳	会長
	上越教育大学 教授	志村 喬	
	新潟大学 教授	田村 圭子	
	上越教育大学 教授	得丸 定子	
	新潟県立看護大学 教授	平澤 則子	
第4号 関係行政機関の職員	国土交通省北陸地方整備局 高田河川国道事務所 所長	蘆屋 秀幸	
	厚生労働省新潟労働局 上越公共職業安定所 所長	菅 文男	
	新潟県上越地域振興局 局長	鈴木 興次	
	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構 中央農業総合研究センター北陸研究センター 北陸農業研究監	渡邊 好昭	
第5号 関係諸団体の役員及び職員	上越市社会福祉協議会 理事	秋山 三枝子	第1回～第8回
	上越市老人クラブ連合会 理事	荒井 隆	
	上越青年会議所 理事長	市川 裕光	
	上越市町内会長連絡協議会 会長	田中 昭平	第1回～第2回
		浦野 憲一	第3回～第9回
	上越市小中学校PTA連絡協議会 会長	大嶋 慶子	
	上越市商工会連絡協議会 会長	荻谷 賢一	
	えちご上越農業協同組合 代表理事理事長	市橋 定吉	第1回～第2回
		笹原 茂	第3回～第9回
	上越商工会議所 会頭	田中 弘邦	
	NPO法人マミーズ・ネット 理事長	中條 美奈子	
	上越医師会 会長	服部 伸	
上越市連合婦人会 会長	吉村 久子		
第6号 公募に応じた市民	公募市民	岩崎 康文	
	公募市民	上野 弘	
	公募市民	上原 みゆき	
第7号 その他市長が必要と認める者	上越市ものづくり振興専門員	御所窪 賢一	
	上越市スポーツ推進審議会 委員長	松縄 武彦	
	上越市集落づくり推進員	松本 美鈴	

③ 諮問・答申

上企政第 13083 号
平成 26 年 4 月 15 日

上越市総合計画審議会
会長 佐藤 芳徳 様

上越市長 村山 秀幸

上越市次期総合計画案について(諮問)

上越市次期総合計画の策定に当たり、上越市総合計画審議会条例第2条の規定により、貴審議会の意見を求めます。

平成 26 年 11 月 14 日

上越市長 村山 秀幸 様

上越市総合計画審議会
会長 佐藤 芳徳

上越市次期総合計画案について(答申)

平成26年4月15日付け上企政第 13083 号で本審議会に諮問のありました、上越市次期総合計画案について、慎重に審議した結果、別冊のとおり答申します。

序論 上越市の課題と将来展望

基本構想

基本計画

資料編

序論 上越市の課題と将来展望

基本構想

基本計画

資料編